

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 589

平成22年11月1日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

日本型産業クラスターの伸び悩み
民族性に起因するとの指摘もあり

「産業クラスター」(工業集積)という言葉が政府や産業界で言われ始めて10年以上が経過している。しかし先進国のフィンランドやドイツ、アメリカの先例と比較し、日本のクラスター効果の好例はあまり聞こえてこない。最近、政府が新経済成長戦略の一環で発表した「地域活性化戦略」で農林水産業の成長産業集積化を掲げたが、これは緊急雇用対策優先策が目的。

以前から取り組んでいる代表例は、北海道の「食・クラスター創造活動」。こちらは「食の総合産業」を目指し、産学官金(融)の連携協働で10億円の予算をつけて動いている。北海道は一次産業の農水産業出荷額は日本一だが、付加価値をつけた加工食品の商品開発、事業化、起業、流通販売、人材不足等で本州に遅れをとっている悩みから脱却したい。そこで「ビジネス開発」、「地域の仕組みづくり」、「意識改革」の3本柱を立て、協議を重ねている。

しかし、専門家は日本人特有の意識を改革することの難しさを指摘している。つまり、本来の産業クラスターの条件である起業・競争・独立の気概が日本人には欠けているというのだ。集団化はするものの仲良しクラブで横並びを好み、競争心や独立心を起こさず、イノベーションなクラスターにはなりにくいという民族性が憂慮の対象となっている。

独立は成功への第一歩で、そこから負けじと後続が覇を競いクラスターツリー(実った葡萄の木)を形成していく。これが理想型である。

税務会計

生保年金還付手続きが20日に開始
「必要な手続き判定表」で確認!

年金保険の二重課税問題に係る税務上の取り扱いの変更に伴い、過去5年(2005年~2009年分)に納めすぎとなっている所得税の還付手続きが10月20日からスタートしている。

所得税還付のため税務署での手続きが必要な人はもとより、所得税の還付はないが住民税や国民健康保険税などが減額となるため市区町村での手続きが必要な人もおり、国税庁では「必要な手続き判定表」で確認し、税務署窓口期限内に提出するよう呼びかけている。

税務署での還付手続きと必要書類は、更正請求(確定申告をしている年分の手続き)の場合、保険年金の受給期間や受給総額等が分かる書類(生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた人はその通知書)、更正の請求をする年分の確定申告書の控、印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるものが必要となる。

更正の請求の場合は、取り扱いの変更を知った日の翌日から2ヵ月以内だから、2005年分は12月末が期限のケースも出てくるので要注意だ。

確定申告(確定申告をしていない年分の手続き)では、申告する内容によって必要書類は異なるが、一般的には、①保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類(通知書等)、②給与所得や公的年金等の源泉徴収票など(他の所得に関する書類)、③社会保険料、生命保険料、地震(損害)保険料控除証明書などの各種控除に関する書類、④印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの、が必要となる。

今週のキーワード

産業クラスター

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念によると、ハイテク・ローテクを問わず、特定分野に関して相互に関連した各種企業と機関(行政や大学)から成る、地域的に接近した集団(産業集積)のこと。共通性や補完性で結ばれているが、競争しつつ同時に協力している状態をいう。イノベーション(革新的創出)が大きな要素とされる。今、日本では従来型の企業誘致の伸びや雇用創出に陰りが出ている。不況を理由にせず産業クラスターのあり方が問われる。